高等学校等就学助成金の増額及び支給時期の変更に関するお知らせ

**忍野村では１５歳から１８歳までの高校生等を扶養しているご家庭の精神的、経済的負担を軽減するため扶養者の方を対象に年間３万円を支給しておりますが、物価高対策も踏まえ、２万円を増額して、８月中に申請を受け付け随時支給を行います。**

支給対象者

村内に住所を有し、居住し、高校生等を扶養している方

給付金額

　高校生等お一人につき５万円

申請方法

　該当世帯に郵送するの申請書に必要事項を記入し、

次の書類を添付のうえ子育て支援課まで提出してください。

　《添付書類》①身分証明書（学生証）の写し又は在学証明書

　　　　　　　　　②受取口座が分かる通帳（見開きページ）又はキャッシュカードの写し（注：１年生のみ）

（注：昨年支給を受けている世帯は、昨年の口座に振り込みを行います。）

※令和７年８月１日から令和７年８月３１日（必着）までに提出してください。

※年度途中で退学等あった場合には速やかに届け出てください。（一部助成金の返還が必要となります）

給付方法

　申請者（扶養者）本人名義の口座へ振り込み

必ず下記書類を添付の上、提出してください。

書類に不備があると、振込に時間を要する場合がございます。

□申請書（様式第１号）

※記入漏れがないか再度ご確認をお願いします。

□在学証明書または、身分証明書の写し

□口座番号が分かる書類（１年生のみ）